

新型コロナウイルス感染症対策本部の設置と本市の対応について

1 対策本部の設置について

新型コロナウイルス感染症の感染者が、ここに来て国内の複数地域で散発的に発生する中で、本年2月23日に千葉県で確認された新型コロナウイルス感染症患者が、診断前に本市に滞在していたことが判明したこと（現時点では、本市内の濃厚接触者の健康状態に異常がないことが確認できている。）を受け、本市において、徹底した感染拡大防止対策を推進するために、本日（令和2年2月26日）、市長を本部長とする「広島市新型コロナウイルス感染症対策本部（レベル3）」と、各区に区長を本部長とする区対策本部を設置することとする。

2 本市等の主な対応状況

(1) 本市の対応

- ア 1月14日から、市ホームページにおいて、市民等に対し、咳エチケットや手洗いの励行など、感染対策に努めるよう周知
- イ 1月29日、新型コロナウイルス感染症に対する注意体制を設置し、危機管理推進会議幹事会を開催するとともに、健康推進課及び各区の保健センターに相談窓口を設置し、市民に対して疑い患者の条件を満たす場合は速やかに連絡するよう周知
- ウ 1月30日、衛生研究所における新型コロナウイルス感染症の検査態勢を整備
- エ 2月1日、新型コロナウイルス感染症が指定感染症（2類感染症相当）に指定されたことから、入院医療を担う舟入市民病院と連携し、入院患者の受入態勢を整備
- オ 2月7日、本市の相談窓口に、感染の疑いのある人を「帰国者・接触者外来」（疑い患者の診察及び検体採取を行う医療機関）へ誘導する帰国者・接触者相談センターとしての機能を付加
- カ 2月7日、新型コロナウイルス感染症に係る2回目の危機管理推進会議幹事会を開催（注意体制継続）
- キ 2月12日、広島県と保健所設置市（本市、福山市及び呉市）が共同で、夜間及び休日に県民からの電話相談を受け付けるコールセンターを設置
- ク 2月21日、横浜港において停泊中のクルーズ船から下船した乗客のうち、本市に住所を有する7名について、下船日の翌日から起算して14日間、毎日、体温や、咳の有無、全身倦怠感の有無などを確認する健康観察を行うとともに、不要不急の外出自粛を要請
- ケ 2月23日、千葉県内で確認された患者が市内に滞在していたことが判明したため、当該患者の行動履歴から接触者を把握し、濃厚接触者に対し、最終接觸の翌日から起算して14日目となる2月27日まで、毎日、体温や、咳の有無、全身倦怠感の有無などを確認する健康観察を行うとともに、不要不急の外出自粛を要請
- コ 2月26日、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置

(2) 県の対応

- ア 1月29日、広島県特別警戒本部を設置
- イ 2月7日、県内18医療機関に「帰国者・接触者外来」を設置

3 今後の対応

以下の感染拡大防止対策を徹底することにより、全庁を挙げて迅速かつ的確な状況把握を行うとともに、関係機関との連携の下で、市民の安全・安心の確保に努める。その際、患者等のプライバシーに配慮し、偏見や風評被害の防止に留意する。

(1) クルーズ船の下船者等の健康観察

クルーズ船の下船者及び千葉県の患者の濃厚接触者への健康観察を継続するとともに、当該者に発熱や呼吸器症状等の新型コロナウイルス感染症の疑いのある症状が認められた場合には、感染症指定医療機関等で適切な医療を提供する。

(2) 検査体制

本市衛生研究所の検査能力を増強するとともに、感染が拡大した場合でも検査が的確に行えるようにするために、あらかじめ、広島県（広島県保健環境センター）に協力を依頼するとともに、国（国立感染症研究所）に支援を依頼する。

(3) 医療体制

感染の拡大に備えて、広島県と連携し、特に、休日・夜間における診療可能な医療機関を増やすとともに、入院治療を担う感染症指定医療機関（舟入市民病院）の病床の確保を図る。

(4) 支援等の要請

患者や感染者が多く発した場合、感染経路の調査については、国立感染症研究所の支援（実地疫学専門家の派遣）を要請するとともに、感染拡大防止対策については、県に対する広島県感染症医療支援チーム※の派遣を要請する。

※ 県内7病院の医療従事者により構成される感染症医療の専門チームで、医療機関単位の対応では感染拡大防止が困難な感染症が発生した場合に、県の要請に基づき支援を行う。

4 市民への周知

以下のア、イのとおり周知するとともに、ウについても改めて市民へ周知する。

【市民の皆様へのお願い】

ア 次のいずれかの症状がある方は、各区の保健センターの「相談窓口」へ相談し、その指示に従ってください。

- ① 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合（解熱剤を飲み続けなければならないときも同様）
- ② 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合
- ③ 高齢者や基礎疾患等のある方は、①又は②の状態が2日程度続いている場合

イ アのいずれの症状も認められない方は、咳エチケットや手洗いを励行してください。

ウ 次の①～③のいずれかの要件に該当する方は、医療機関を受診する前に、必ず各区の保健センターの「相談窓口」へ連絡した上で、その指示に従ってください。

- ① 発熱または呼吸器症状を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触※歴があった。
- ② 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省及び浙江省に渡航又は居住していた。
- ③ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に湖北省及び浙江省に渡航又は居住していたものと濃厚接触※歴があった。

※ 濃厚接触とは、他者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があることです。